

# Q & A

Q. いくらもらえるの？

A. 1人あたり10,000円を支給します。  
例えば、世帯主の方(夫)と妻、こども2人であれば、4人分の40,000円が支給されます。

Q. 対象となる人は？

A. 令和8年5月1日時点(基準日)で川根本町の「住民基本台帳」に登録のある方が対象です。  
亡くなった方も5月1日時点で生存していれば含まれます。また、外国人も含まれます。

Q. 申請は必要なの？

A. 申請は**必須**となっていますので、お忘れなくお願いいたします。  
**期限(令和8年8月31日)までに申請がない場合は、支給を辞退したものとみなします。**

Q. 振込先の口座は、申請・請求者(世帯主)以外の名義でもいいですか？

A. 原則「申請・請求者(世帯主)」名義とし、速やかに給付手続きを行うため、役場に登録がある口座としてください。なお、世帯主とは別の口座を希望される場合は、申し出て下さい。その場合は、お時間をいただく場合があります。また、口座がない場合は、その旨をお申し出ください。

Q. 本人確認書類とは具体的にどのようなものですか？

A. 個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証及び医療受給者証などをいいます。

Q. 口座が確認できる通帳等のコピーは必要ですか？

A. 振込手続きに間違いがあると振込ができませんので、必ず提出してください。

Q. 給付金詐欺はないですか？

A. 十分にお気を付けください。役場職員が口座の暗証番号を聞くことや、電話等でATM操作を依頼することは絶対にありません。不審な電話や訪問があったら迷わず警察に通報するか、役場総務課までお問い合わせください。

不明な点は下記までお問い合わせください。

川根本町総務課 行政庶務室 ☎0547-56-2220

